2024年度大学評価・短期大学認証評価実務説明会（2024.4.23）

大学評価、短期大学認証評価の概要、大学に求める質保証の取り組み等について

半藤英明

熊本県立大学教授・前学長、基準委員会委員長

大学評価、短期大学認証評価の目的

認証評価制度は、学校教育法に基づいて、国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものです。

国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されました。

評価結果の公表をもって大学等が社会的評価を受けること、また、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることを目的としています。（文部科学省HP、下線任意）

認証評価制度と大学基準協会

- 2002年 改正学校教育法で大学等の認証評価が義務化
- 2004年 大学の認証評価機関となる。
- 2007年 短期大学、法科大学院の認証評価機関となる。
  → 現在は2つの機関別・9つの分野別認証評価を実施。
- 戦後直後から会員の自主的努力と相互的援助による大学の質的向上を図ることを目的に設立、実績を重ねる。その精神は理想をめざす貴いもの。
- 大学基準協会の認証評価は「理想の追求」の延長にある。
- 大学改善の推進に寄与しない認証評価は意味がない。

大学評価、短期大学認証評価の歩み

- 第1期（大学:2004～2010、短大:2007～2012）
  自己点検・評価の実質化を目指す評価
- 第2期（大学:2011～2017、短大:2013～2018 ）
  内部質保証システムの構築を目指す評価
- 第3期（大学:2018～2024、短大:2019～2024 ）
  内部質保証システムの有効性に着目する評価
- **第4期（大学・短大:2025～）**
  学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価　※学修者本位の重視

第４期における基本的な方向性

1. 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価
2. 大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価
3. オンライン教育の動向を踏まえた評価
4. 学生の意見を取り入れた評価
5. 特色ある取り組みの評価
6. 効果的・効率的な評価の実施

近年の動向と「学習成果」

- 2018年「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」→「学修者本位」

  「保証すべき質」=「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるか」が重要な要素

- 2020年「教学マネジメント指針」

  「(様々な)課題を乗り越え、大学教育が学修者本位の観点から十分な効果を上げることができるようにするためには、教育を目的とする組織としての大学が、教学マネジメントという考え方を重視していく必要がある」。

近年の動向と「学習成果」

- 2022年　大学設置基準等の改定

  教育研究実施組織の導入、基幹教員制の導入、指導補助者による授業の補助、
  単位制の柔軟化、教育課程等に関する特例制度、etc.

- 2023年「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」

  「内部質保証を中心とする質保証の営み」の充実　→　「密度の濃い主体的な学修」
  →　DPに掲げる「資質・能力を身に付ける」　＝　「出口の質保証戦略」。

- 2024年「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」改定

  「大学評価基準」に定められるべき事項として、新たに下記が法定化。

  - ✓ 「継続的な研究成果の創出のための環境整備」
  - ✓ 「学修成果の適切な把握及び評価」

近年の動向と「学習成果」

- 各大学がどのように自大学の教育を考え、学生の学習を保障し、そして確実な学習成果を学生に達成させるかを、今まで以上に主体的に考え、取り組んでいかねばならない時代に。

✓ 教学マネジメントまでも視野に入れて内部質保証を考える必要性

✓ プログラムレベルの質保証の重要性

基準の説明の中で詳しく触れます。

多様な意見の取り入れ

- 「学修者本位」の時代
  - ➡ **教える側だけでなく学ぶ側の観点にも立って大学教育を考える必要性**
    - → 世界的に見ても、Learner-centeredは常識。
    - → 形態は異なれど、質保証においても、そのプロセスに直接参画する又は何らかの形で意見を反映させる試みは、世界的にも様々に実践されている。

本協会も、学ぶ側の観点に立つ重要性を踏まえ、評価プロセスにおいて学生の意見に触れる機会を増やす。

- ➢ 書面評価期間における学生からの意見収集

事務局からの説明の中で詳しく触れます。

多様な意見の取り入れ

- 学生のほか、踏まえるべき**学外ステークホルダー**の意見
  - → 大学は社会的な存在であり、教育研究活動に対して社会の理解を得ることは重要。
  - → 「評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること」 ➡ 文部科学省令で定められた事項。

本協会も、評価委員会の委員として関わってもらうだけでなく、評価プロセスにおいてもステークホルダーの意見に触れる機会を設ける。

- ➢ 実地調査における個別面談の一つとして実施

事務局からの説明の中で詳しく触れます。

評価する側として大学に求めたいこと

- 認証評価で求められる内部質保証への理解

  ×担当だけ知っている

  ×関心がない

  〇大学の改善は構成員自らの利益

- 構成員すべてが何らかの形で関わる内部質保証の「意識、意欲、実行」

→ 執行部や関係部局の旗振りがなくても自立的に改善していくシステムづくり

- 機械的（数量的、画一的）な評価よりも理想に向かう良心的評価をめざす観点から、認証評価時の点検・評価報告書に傾注を。

各大学・短期大学の内部質保証に期待すること

- 「教育の充実と学習成果の向上」につながるシステム構築を。適宜、見直しを。
- 大学・短期大学の実情に見合った主体性を発揮できるシステムの構築を。
- 学習成果を修得させるための教育・学習活動を実質化させる教育の構築を。

- 学修者本位の大学づくりに向け、常態的に必要な改善が進む実感を感じられる大学マネジメントの実現
- 大学を理想的な教育機関とするために、認証評価を活用する発想を持つ

自ら創造し推進する内部質保証

大学・短期大学に関わる知識人の誇りとして

自らのための

自らの大学にふさわしい内部質保証を創造し、推進することに邁進しましょう

第4期の認証評価がそれに寄与することを期待しています

以上、ご清聴に感謝します